

公共投資と予算制度  
 現行予算制度の問題点を考える  
 土木技術界からみた

今日の焦点——その意図するところは、日ごろわれわれ土木技術者が当面するいろいろと解決を待たれる問題に対し、考えるいとぐちを、また知るためのいとぐちをと考えて設けたところにある。第1回として「コンサルタント業——その背景と課題——」を、第2回として、「技術輸出——それは日本土木技術界の悲願である——」をお届けしたので、今回は第3回として本編を登載した。編集に際しては、問題が問題であるので予期以上の苦勞をしたが、期待に答えられるものかどうか、諸兄のご批判に待ちたい。本編編集に際し、編集委員会の豊島修氏に取まとめの勞を煩わした。記してお礼申上げる。

〔編集部〕

◀はじめに▶

わが国の国民生活と生産活動の基盤をなす社会資本の劣弱性はつとに指摘されてきたところであるが、最近における経済の急速な成長の前に、その立ち遅れが特に注目されるにおよび、高度成長政策の重要なこととして、この社会資本充足のための公共投資の拡充が強く呼ばれてくるに至った。

一方、これら公共投資の直接の手である、われわれ土木技術者にとって、現行の「予算制度」が、事業の計画、実施面において果して満足すべき状況におかれているであろうか。

われわれは、その責務の重要性を再確認し、現行予算制度についての認識を新たにするとともに、その問題点をとらえ、その解決策について一緒に考えてみる必要があると思われる。

なお、「予算」とは、国または地方公共団体の財政活動の具体的なプログラムであり、一定の期間内の収入と支出の予定計画を意味するが、ここで取りあげる「予算制度」は、必らずしもこのような財政法上の意味にとらわれず、広く公共投資に関係ある諸問題についても触れてみることにした。

今回の「今日の焦点」を編集するにあたり、「公共投資と予算制度」に関する問題点を、長期計画と単年度予算、会計年度、公共施設の維持管理問題や補助金制度、調査と研究、大都市問題、およびその他の7項目にしぼって検討することにし、それぞれについてアンケートを送り、土木界のみならず、広く斯界の方々70数人に対して設問に対する回答を求め、回答を頂いた九氏の意見を中心にその問題点の分析と検討を試みた。

編集にあたっては、原文により忠実であるよう配慮したが、回答者の本意を述べるに不十分な箇所引用や、同種・類似意見の場合の割愛、登載の順序、引用文の長短の不均等など、回答を寄せられた各位に礼を失するところも多々あると考えられるが、お許しを頂きたいと思う。

回答を頂いた方々はずぎの九氏である。記して厚くお礼申上げる。  
 〔会誌編集委員会〕

●回答を寄せられた各位 (50音順)

- |        |               |
|--------|---------------|
| 飯吉 精一氏 | 鉄建建設KK専務取締役   |
| 江口 馨氏  | KK大林組顧問       |
| 竹内 良夫氏 | 経済企画庁総合計画局計画官 |
| 長尾 義三氏 | 京都大学教授        |
| 原口忠次郎氏 | 神戸市長          |
| 前田 清氏  | 産業計画会議事務局長    |
| 宮崎 茂一氏 | 運輸省第三港湾建設局長   |
| 山本 三郎氏 | 三井港湾開発KK社長    |
| 豊田 栄一氏 | 建設省道路局企画課長    |

## — 1 公共投資の長期計画と単年度予算制度について —

「公共投資」とは社会資本充実のための投資をいい、治山、治水等の国土保全施設、道路、港湾、漁港等の産業基盤施設、および上・下水道、都市計画公園等生活環境施設その他の、国や地方公共団体が直接行なう投資のほかに、国鉄、電電、道路公団などの公社・公団や、地方公営企業など政府関係機関の投資も含まれるのであるが、わが国のこれら社会資本の資産額（ストック）は、欧米諸国にくらべて非常に貧弱であり、かつ相対的にその立ち遅れが目立つといわれてきた。

最近になって年々公共投資額はかなり大幅に増額さ

れ、国民総生産や予算総額に占める公共投資の割合は、すでにかんがりの水準に達したともいわれているが、なお最近における過密都市の問題や、依然として大きい地域格差の是正対策、あるいは台風、集中豪雨、地盤沈下、地震等によりばく露された国土保全ストックの充足度など、高度経済成長のかげに、これら社会資本整備の遅れが注目されている現在、公共投資の長期計画と予算制度はいかにあるべきかについて、つぎのような設問を試みた。

〈設問 1〉 わが国経済の長期安定成長を目的として、公共事業の計画的設備投資に国の施策の重点がおかれるようになってきましたが、せっかくの長期計画も技術的な面より金額面でみられ、ある場合には政治的妥協の産物として適当なツカミの金額で押し切られる例がなきにしもあらずです。そういう切れないにしても、往々にして5カ年計画は3年目には改訂をせまられ、完結した5カ年計画はほとんどないのが現状です。長期計画が毎年度予算に組みこまれる場合、事業実施工程からではなく、もっぱら陳情や圧力団体の予算分取りに終始し、「何が、いつまでに、どのくらい完成し、それがどのような効果を発揮するか」は第二の問題と考えられているともいえそうです。

予算制度上、単年度予算の原則は無理からぬとしても、適正な事業実施スピードと事業効果に見合う予算の貼付け、事業の種類によっては継続費の設定など、土木技術界から見た場合、コマ切れ予算のためにみすみす不経済と知りつつも不合理な工事をくりかえしている面が多すぎるのではないかと思います。もっとも、近年公社・公団・特別会計制度等によって、ある分野での事業実施は、経済的かつスピード化して参りましたが、これらに関連する他事業とのバランスの面で、一部には問題の出ている所もあるように聞いております。

貴重な税金を効果的に投資するために、国土開発への長期計画と予算制度はどうあるべきかについての具体的なご意見を承わりたいと存じます。

設問に対し、九氏から回答が寄せられた。

まず原口忠次郎氏は、

「現在建設省においては、各事業ごとにはかなりうまく運用されており、単年度予算であっても、年次計画に基づいて計画的に実施されている……」とし、「設問のようにくもっぱら陳情や圧力団体の予算分取りに終始し」、  
〈コマ切れ予算のためにみすみす不経済とは知りつつも、不合理な工事をくりかえしている面が多すぎる〉  
ということは、地方側からみてもあまりないように思われる」として現状を肯定しながらも、

「問題があるとすれば、各事業ごとの投資のバランスであって、この面ではそのときの力関係で投資の規模が決まり、必ずしも合理的なバランスを保っているとはいえない。これを改善するためには、中央地方を通じ、各事業すべてをカバーするマスタープランをつくり、総合的な国土開発を行なう気風を養成しなければならぬ。戦後20年たって一段落した今日、その時期がきていると

見られる」と述べ、単年度予算の問題よりも、公共投資全体のバランスにこそ問題があるとしている。

宮崎茂一氏は、

「財政に弾力性をもたせる上から、さらには国会の審議権を尊重する上から、現行の単年度予算制度はある程度やむを得ないと思われる。しかしながら、工事施工上の観点からは、継続事業制度が望ましい……」として「国民経済的に重要な事業や、その事業の工程が他の経済部門に与える影響の大きなものについては、実質的に継続事業とするような処置が望ましい。また、長期計画に基づく国土開発の個別的計画については、その精度を高めて、せっかくばく大な投資をしても、所期の効果が上がらないことのないように、計画自体を確実なものにする努力も必要である」と述べている。

また山本三郎氏は、

「① 長期計画を確定し、少なくとも根幹となる事業については継続費とする。

② 事業の決定前に十分な調査を行ない、その事業の合目的性、工費、工期等について誤りなきようにすること……」と提案し、

「公共事業を施行するに当っては、計画的投資をすることが必要であることはいうまでもないが、物価の変動、税収の不安定等のために、戦前の継続費の制度は戦後になって廃止されたが、最近各種事業の長期計画、あるいは継続費の性格を国庫債務負担の制度が特別なものについて認められてきた。

最近に至り建設公債の可能性も出てきて、公共事業の推進が大いに期待されている。

この際こそ、税金のむだ使いを排し、そのときどきの陳情等による予算の分取り等をやめさせるため、重点事業をしぼって、順序正しく実施してゆく必要がある」と説明している。

さらに江口 馨氏は、

「予算制度上、単年度予算の原則は止むを得ないが……」、「陳情や圧力によって、いつとはなしに計画が変更され……、いわゆる総花式配分になりやすい……」とし、その対策として、

「当初の長期計画策定に当って十分調査研究をして正確な予算を作成し、それを各年度ごとに厳格に配分することを、政府当事者が責任をもって実施する以外に解決法はない……」と述べている。

以上四氏の意見のうち、宮崎、山本、江口の三氏は、いずれも長期計画に対する調査の重要性と、その精度を強調している点が注目される。

つぎに、竹内良夫氏は公共投資の性格にもふれて、

「わが国の社会資本のストックが少ないことは明らかであるが、一方公共投資は税収、公共料金、国民の消費や投資、ひいては国際収支や物価に影響をおよぼすものである……」、「このため、社会資本の増大を望みながらも、毎年の投資額を必ずしも大きくできない反面がある……」として、

① 社会資本の国民経済に与える効果を適確につかみ、公共投資の総額をきめる理論を確立する。

② 道路、鉄道、住宅……等のそれぞれの事業と、国民生活、経済との関係を明らかにし、それぞれの事業の計画量の配分が国民に納得されるよう〈配分論の研究〉をする。

③ おのおのの事業の計画では、個々の計画が技術的良心と経済効果的配慮につらぬかれ、国民経済からみて重点化される必要があり、それに対応して施工の機動性をはかり、官庁特有の予算の動脈硬化を改善すること。

④ 長期的な見通しの下に、5カ年計画等の確定が必要であるが、年々の投資量はむしろ弾力的に単年度

で運営するほうが、現状においては必要であろう」と述べている。

一方、〈完結した5カ年計画はない〉ことについては前田 清氏の、

「計画策定方法が適当でない点にも原因があるが、現実的には、単年度予算制度による資金的制約が大きな理由となっており、長期計画を単年度予算をもって達成することに始めから無理があるのではないか」との意見に対し豊田栄一氏は、

「公共施設は、一たび建設されるとその効用が長期にわたるといふ性格から、長期的総合的構想のもとに整備を進める必要がある……」とし、「このため、将来のあるべき姿に到達する手段として長期計画を策定し、年々の事業はこの計画にのっとり施行されている……」が「計画が100%の達成をみないうちに改訂がなされるのは、計画策定時に、財政上の理由等からその規模が圧縮されがちなことや、当面の需要の急激な増大にともなう事業規模の拡大の必要性によるもので」あって、予算制度上に難点があつてのこととは思われぬ……と述べている。

このような議論のなかで、広義の公共事業の性格そのものが問題になってくるとされる。

長尾義三氏は、

「大部分の公共事業は、景気変動対策、もしくは社会政策の一作用として、事業中心に行なわれてきた……」。 「外部経済として特殊な概念で規定されながらも、社会資本の形成として認識されてきたことも最近の傾向である……」とし、「公社・公団制度は、事業の執行という面より、こうした新しい社会の要請に対応した新しい制度と考えられ、国民経済の中で公企業としての性格を明確にしている」として、一般の公共事業についても「〈これだけの投資と、これにともなう事業は、これだけ国民経済に寄与するという理論を明白に証明し、〈なぜ、その事業が行なわれねばならないか〉を、土木技術者自身が、科学的に、定量的に明らかにすることを要請されている……」と論じている。

わが国において、公共事業の概念が確立したのは戦後のことに属するが、公共事業関係予算は、その後顕著な躍進を示し、最近では公共事業の一般会計歳出予算に占める構成比は、戦前のそのほぼ3倍程度となっており昭和40年度の一般会計予算（3兆6581億円）中に占める比率は18.8%、財政投融资（1兆6206億円）の31.9%に達している。

公共事業関係予算は、財政的にみて重要な特色を持っている。すなわち、公共事業は大体数年度にわたって実施される継続的事业であるが、毎年度の事業規模につい

ては、その年度の財政経済の事情等により相当の弾力性をもたせうることにある。このことは、いかえれば継続費設定のあい路ともいえるし、逆に公共事業費すべてについて継続費が設定されるとすれば、その額が大きいだけに、財政政策上きわめて重大な問題となることになる。

また、公共事業費は民間投資と異なり、直接の生産効果を持つものではないが、他の経費にくらべかなりの乗数効果をもつものであり、その投資規模が大きいだけに効果的である。

さらに、このような一般的な有効需要誘発の作用のほ

かに、公共事業は雇用対策としても重要な役割を持っている。

このような公共投資の持つ特質を考えると、公共事業を単に社会資本の充足のみの面からみることは、ややせまきに失する観がないでもない。

したがって、われわれ土木技術界にあるものにとっても、国政全体の規模の中で公共投資のあるべき姿を見つめ、その上に立った上で長期計画を考え、その実施に当るべきであるとするならば、長期計画に当って十分な調査も要求できるであろうし、またその事業の重要性も一般に認識されるであろう。

## — 2 会計年度は現行でよいか —

財政活動の範囲を規制し、収入と支出を合理的に行なうためには、一定の期間ごとに区切って計画をたてる必要がある。国の予算では、各国ともこの期間を1カ年とすることが通例であり、これを「会計年度」としている。

わが国の会計年度の歴史を調べてみると、明治8年に「予算調整並に金穀収入および経費概計に関する規程」が定められて、会計年度は7月から6月までとされたのが始まりである。

＜設問2＞ 現行の会計年度は、建設事業の面から見ると多くの問題があります。たとえば東日本一帯では雪のため施工時機を失したり、西日本では年度末に、竣工と同時に梅雨の被害を受けることなどです。予算が確定してから、実際に各地域の工事発注者の手もとに予算が届くのが大分遅れ、それから実施設計、用地買収等が行なわれて始めて事業発注となり、工事が施工される段階になると、必要かつ十分に経済的な工事時機、および期間の確保が困難となる場合が非常に多いと思われま

す。会計年度を改めるとすればいつが適当か？ 理由は？ また派生する利害得失の面から見たご意見もあわせてお伺い致したく存じます。また、貴殿のご関係の分野で「会計年度」のために大きな影響、制約を受けたと考えられる事例をもあわせてご記入頂ければ幸いです。

これに対して、しいて会計年度変更の可否という面で区分するとすれば、「できれば1月～12月に変えたほうが良い」とするもの5件、「現行のままで対策を考えるべきだ」とするもの3件、計8件の回答が寄せられた。

まず「変えたが良い」とするほうで、飯吉精一氏は、「土木工事は、晴雨、気温、日照時間等の自然現象により左右される点が多い……」として、「裏日本、東北、北海道地区のような冬期に悪条件が重なる所は、極力この時期を避けて工事が行なえるような会計年度にしなければならぬ。それにより、当然建設事業費は大幅な節

その後、明治19年には「歳出歳入出納規則」が制定され、会計年度は4月から3月までと改められた。それ以来80年にわたり、4月～3月の会計年度が行なわれてきたのであるが、最近になって予算実施上の便宜から、会計年度の始期を改めてはどうかという意見が出てきた。

わが「土木技術界」にあっても、かなり以前からこのような意見が特に東日本の関係者から出されていたので、つぎのような設問を試みた。

約ができ、また工事の品質も向上する。

現行の4月会計年度では、工事開始時期として一番良い春さきからの着工は困難である。このため、1月～12月の暦年会計年度に改訂すべきである……」。

「それには、土木学会のような機関が中心となり、年間の荒天日数、気温、日照時間等がいかに工事の能率に影響するかを、具体的に数字で示した資料を作製することが目下の急務である……」とされている。

つぎに山本三郎氏は、

「大部分の事業が継続費で行なわれることになれば、こ

の問題は解決するが……、それができないとすれば、

① 全国的な問題としては、年度当初の事業のプランクをなくすために、

a) 年度当初から仕事が始められるよう、設計手続等を早めに行なう。

b) 前年度の予算を、次年度の予算が使えるようになるまで延ばして使用できるようにする。

② 北国の問題としては、夏から秋にかけて工事をするのが適当であるので、1月～2月から会計年度を始めるようにすることが適当であろう」と。

宮崎茂一氏は、

「地区ごとに多少の差はあるが……、3月ごろから工事施工が可能になるようにするため、暦年制が良い……」。

「もし会計年度が変更できないとすれば、事業費についてのみ、4月から翌年6月までの15カ月予算を毎年編成してはどうか？」との意見を寄せられた。

また豊田栄一氏は、

「改めるとすれば暦年が良いが……」、  
「現行制度のもとでも……、工法協議など早期着工に対する努力をさらに合理化して、通常前年度2月ごろ内定する予算の一部（たとえば80%）に限って、国会審議中であっても補助金内定などの事務を進めるような方法はないものか……」と提案している。

長尾義三氏は、

「土木技術者のみの観点からいえば暦年制が良い……」、  
「暦年制の長所は数多くある……」。

「しかしながら、長年の慣行の是正は必らず欠点を創出する……（教育制度、左側通行のように……）」。

「また、もう一つの大きな障害は、わが国が災害国であり、それが秋季に集中するという特殊事情である。米の収穫高と災害の程度は、今だに国の財政、予算編成に大きな影響を与える。したがって、これをどうするかを先に検討した後で、会計年度改訂の利害得失を広範囲に検討すべきである……」と回答されている。

一方「現行制度で対策を考えるべきだ」とする側では、原口忠次郎氏の、

「国家予算確定後、実際工事に着手するに至るまでの間に相当な期間を要する問題は、年度の区切りの問題とは必らずしも直接の関係はなく、区切りをどこにおいても同じことである。実際には、内示その他の運用でかなりうまくいっていると思う。

会計年度をどこからはじめるかという問題は、地方により、事業種別によって利害が相反することがあり、なかなか一致しない。この線が圧倒的に有利という決め手はない。

したがって、会計年度は現行のままとし、地方の実情

や事業種別による特殊事情に対しては、繰越し、仕越しの考えかたを従来より弾力的に取扱うことによってカバーするのがよいと思う」と述べられている。

また、前田清氏は、「会計年度を暦年と合わすとか、アメリカ流に7月～6月に変更するとかには一利一害があり、永年の慣行を改廃するほどの確固たる理論的根拠は認められない……」とし、「問題はむしろ現行の予算制度そのものにある……」として「予算確定後、各局、各事業別に配分が行なわれ、さらに大蔵省に対して予算の実施計画の承認を受けねばならないこと。したがって、この二重の手続きのために予算の執行が遅れるのであり、大蔵省は各省別の予算が確定した後は、その内容に容かいすべきではない……」、「そうすれば現行会計年度でもなら支障がない……」と回答を寄せられた。

以上が、アンケートに対する回答の概要であるが、ここで回答の中にあらわれた二、三の点について検討してみよう。

まず、他の国の会計年度はどうなっているのだろうか。資料によれば、

① 1月1日～12月31日

フランス、ソ連、西ドイツ\*、メキシコ、ベルギー、オランダ、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スイス、ノルウェー、マラヤ、インドネシア、韓国、オーストリア、チェコスロバキヤ、ブラジル、チリー、コロンビア、パナマ等

② 3月1日～2月28日

トルコ

③ 3月21日～3月20日

イラン

④ 4月1日～3月31日

(日本)、イギリス、インド、イラク、カナダ、イスラエル、南アフリカ、デンマーク、ニュージーランド等

⑤ 7月1日～6月30日

アメリカ合衆国、イタリア、フィリピン、スウェーデン、オーストラリア、アラブ連合、パキスタン、ガーナ、ケニア、スーダン等

⑥ 10月1日～9月30日

ハイチ、ビルマ、セイロン、タイ等

⑦ 11月1日～10月31日

アルゼンチン

となっている。

これから見ると、一番多いのは暦年制であり、これにつぐものがアメリカ式の7月～6月会計年度であって、わが国のような4月～3月会計年度は予想したより少ない。

また、西ドイツのように最近会計年度を変更した国もあり、事情のいかんによっては暦年制への改訂も不可能

\* 西ドイツでは1876年から1959年度まで4月～3月会計年度であったが、1961年度から暦年制に変更された。

ではないといえよう。

つぎに、原口次次郎氏の回答の中にあつた「繰越し、仕越しの考えかたをより弾力的に扱かう」方法について考えてみよう。

まず、繰越しが容易にできるようになれば、無理に会計年度を改訂するほどのこともなくなる。山本三郎氏のいわれるように、年度当初のブランクを埋めることも容易になるであろうし、このことは現在かなり問題になってきつつある建設事業の雇傭の安定化にもつながる大きな問題でもあり、その効果が期待される。

また、宮崎茂一氏の提案されるどころの、歳出を「翌年6月までの15カ月予算」とすることができれば、なお結構であると考えられる。あるいは、さらにこれを拡大して翌年度いっぱい、すなわち歳出は2カ年度にわたって支出することが許されれば、年度末にむりをして突貫工事で完成させる必要もなくなり、事業実施上きわめて望ましい姿となるのではあるまいか。

この点については、すでにアメリカに先例がある。

アメリカでは、歳出予算法が成立すれば、政府は債務負担と支出の権能を与えられる。債務負担はその会計年度に行ない、支出はその後2カ年間にわたるのが普通であるが、公共事業や軍事調達など、計画の性質によっては債務負担権限の期間も1年以上、または無制限のものもある。

またフランスでは、繰越しは原則として禁止されているが、これについてはかなり大きな例外を認めている。経費の繰越しは大蔵省令によって行なわれるが、経常支出については、繰越明許費として毎年予算法で認められ

たもので、かつすでに債務負担が行なわれたが、まだ支払命令が行なわれていない場合、当該の項の金額の1/10を限度として繰越すことができる。資本支出の場合はいっそう容易で制限はない。

わが国も、繰越明許費は事実上2カ年間の支出が可能であるが、建設事業全般にわたり適用するというものでもなく、あくまでも例外的なものである。

また継続費も、現在一般会計の防衛庁艦船建造費について認められている程度である。

これらに対し、イギリスでは厳格な単年度主義で、継続費や債務負担行為のように、後年度にわたる債務の負担を認める制度はなく、国庫勘定は極端な現金主義をとっている。一方、仕越しの面について考えてみると、豊田氏の「予算確定前の内示」との意見や、あるいは前田氏の「予算確定後の大蔵省承認行為をやめるべきだ」との意見があるが、その実現にはやや困難な点が多いと予想される。

以上の検討の結果を要約してみると、

「会計年度は現行でよいか」との設問に対しては、

- ① 余り大きな障害がなくて、会計年度が改訂できるものであれば暦年制が望まれる。
- ② 大部分の建設事業に継続費が設定できないか。
- ③ 歳出予算を会計年度を越えて15カ月、あるいは2カ年にわたり支出するようにはできないか。ということになろう。

諸外国の例からみても、これらはできない相談ではないように考えられるが、果していかかであろうか？

## — 3 公共土木施設の管理と補助金制度について

いわゆる「公共土木施設」の大部分は、地方公共団体、またはその長の管理に属し、国はこれらの施設の新設または改良に要する経費の一部を負担し、あるいは

補助しているが、最近の地方財政のきゅう迫と、また地方自治本来のあるべき姿から、これらの補助金行政については、いろいろと議論のある所である。

<設問 4> 河川、道路、港湾等のいわゆる公共土木施設は、一部の国直轄区域を除いて大部分が地方公共団体の管理にゆだねられておりますが、昨今の地方財政のきゅう迫により、各地方公共団体では十分な維持管理がきわめて困難な状態にあると考えられます。これらの改良事業については、それぞれ法によって一率の国庫補助金が交付されておりますが、その全体事業費に占める率は平均50%程度であり、その残りは地方公共団体の負担となっていて、これらの負担金がまた地方財政を大きく圧迫しているといわれています。一方、これらの地方公共団体の管理する公共土木施設は、その箇所も多く延長も長く、とおいて十分な維持管理は望むべくもない状態であり、地方交付税その他でこれらの点はカバーされてはいますが、これも十分とはいえない状況で、一たび豪雨、台風、その他異常天然現象が襲来すれば、これらの中小公共土木施設は甚大なる被害を受け大きな災

害をひき起すことは、毎年の災害に良くあらわれているといえます。もちろん、これらの被害施設に対しては、改良事業より高率な補助金（国庫負担金）が支出されて早急に復旧されておりますが、根本的な解決とまではゆかないと思われまます。このような管理面とその事業に対する補助金制度について、ご批判なりご意見を頂きたいと思ひます。

まず長尾義三氏は、

「本設問に当面したとき、現行制度のもたらす矛盾を指摘することができる……」として、その一つは「地方民がみずから自主的自治崩壊の方向に進んでいるのではないか」と指摘し、「国庫補助率の上昇は、好むと好まざるとにかかわらず国の権限の強化をもたらす。中央集権化がわが国において止むを得ないならば、自治を放棄するぐらいの決意が必要であろう。公選制であるがゆえに、多くの事業の実施を望みそれが補助率アップの形で要望されてくることは明らかに矛盾である」としている。またその二として、公共土木施設の維持管理について「災害復旧が高率なだけに、いわゆる＜災害待ち＞の結果になっており、正当な維持管理制度がすべてに優先して行なわれるよう、この面での補助金制度の確立こそ重要である」と述べている。

宮崎茂一氏は、

「改修事業に対する国の補助金制度は、おおむね現行のとおりで良いと思う。施設の維持管理費については、極力地方公共団体で支出して、いわゆる＜災害待ち＞にならないように、国民経済的見地から考えるべきである。

安易な中央依存は、地方自治の精神にもとるとともに、中央政府の事務の繁雑化を招くだけである。

財政の中央・地方の配分については、別途考える必要がある」としている。

また竹内良夫氏は、

「公共土木施設は、国が管理すべきものと、地方公共団体が管理すべきものとを明確にする必要がある。

国が管理すべきものは高率の国庫負担とし、地方公共団体は適切な分担金を負担する。

地方公共団体の管理すべきものには、できるだけ国庫補助金を少なくして、公共団体が自主的に自己財源で実施することが理想である。

このことは、地方自治が確立されてはじめて可能であり、このような方向——すなわち、財政上の独立の方向に公共団体は進むべきであると思う。

国の管理を強化するよりも、府県の合併や道州制等、地方自治の確立の方向に少しでも近づく方向を支持したい……」との意見を述べている。

山本三郎氏は、

「国、府県、市町村が、施設の管理とその費用をどのように分担するかについて、補助金、負担金、交付税、さらには地方公共団体の行政区画全般にわたって検討すべき大きな問題である……」とし、改善の目標としては「① 府県、市町村の合併を促進して、均衡のとれた大

公共団体にし、② 施設ごとに国と地方公共団体との責任、およびその費用の負担区分を明確化して、できるだけ補助金は削減し、③ 補助金のかわりに交付税で財源の分配をはかるべきだ」と提案している。

以上三氏の意見を要約すれば、

「公共土木施設の管理責任を明確化し、補助金制度による安易な中央依存はできるだけさけて、地方公共団体の再編成も含めて、地方自治の確立と地方財政の独立をはかり、各地方公共団体において自主的に管理すべきである」といえる。

わが国の地方自治は＜割自治＞といわれるように、中央依存度がきわめて大きい。地方財政面からみても歳入面における自主財源は30～40%にすぎず、残りの60～70%は、国庫支出金、地方交付税、譲与税、地方債等である。これに加えて各地方ごとの地域格差がきわめて大きいと、かりに国税と地方税の税源の再配分を行なったとしても、低開発地域等の地方公共団体では、地方財政の独立はきわめて困難であるといわれている。

一方、このような財政力の格差はあっても、財政需要の面からみれば、比較的画一的類似的な行政支出を必要とし、とくにこれら低開発地域では社会資本のストックも少なく、公共投資の増大が要求される結果、勢い高率の補助金にたよらざるを得なくなる結果となっている。

したがって、地方公共団体の再編成問題も含めて、これら地域格差の是正が進み、地方税源のいちじるしい偏在性が解消されて、国がこれら公共団体の格差是正のための保障財源を留保する必要がなくなり、欧米諸国のような地方自治制度が確立するまでは、現行の補助金行政が続くことも、過渡的現象とみればまた止むを得ないと考えられる。

このような見地に立つとき、原口忠次郎氏の、

「公共土木施設の管理に補助金が出されていないのは慣習上の問題であって、本質的に出してはいけないというものではない。経常的な性質の経費であっても、教育、警察等には国庫補助がなされているのであって、問題は重要性の認識いかにあると思われる。

国税・地方税の再配分によって、地方が十分な管理費を出せるようにすることが、一番根本的な対策であり、自治の本質にもかなうわけであるが、それに至るまでの応急次善策としては、公共土木施設の管理費にも補助金を出すことが必要である」との意見も首肯できるし、

また前田清氏の、

「公共事業の国庫補助率（国庫負担率）は理論的に根拠はなく、旧来の伝統にもとづく歴史的所産である。

災害復旧を主体としていた旧来の公共投資から、最近における産業基盤、さらには社会開発まで拡大してきた公共投資は、むしろ公共団体の負担能力に反比例して投資されるべきであり、地域格差に応じて低開発地域には

高率の補助が行なわれるよう配慮さるべきである」との意見も、また時宜にかなったものといえるのではなからうか。

## — 4 公共土木施設の維持について —

〈設問 4〉 道路を除く一般公共土木施設においては、改良、改修事業の名のもとに新築・改築された公共施設の維持管理については、それぞれの管理者が単独で維持すべきものとして、維持管理に要する経費は公共事業費の対象とはされていないのが現状ですが、〈設問 3〉の項でも述べましたように、これは事実上きわめて困難な問題であると思われまふ。改修事業によって建設された公共土木施設は普通永久構造物として受け取られておりますが、これら公共施設は、時代とともに年々老朽化してゆくものであり、常に十分な維持管理を行なつてこそ、本来の機能が果せるものといえます。また、たとえば、河川や海岸事業のような、水や波、流れを相手の工事では、水制工や洗掘防止工、あるいは根固工などのように、一時に施工せず、様子を見ながら年々維持改良を進めてゆくほうが技術的にも経済的にも有利と考えられるような工事もありますが、現行の予算制度では、既定計画のもとに一時に施工し、それによって改良工事が竣工し、以後はそれが永久に機能を果すという考えかたで予算化されており、このため初期投資が大きく、かつ過大設計になる恐れが多いと考えられます。

このような「公共土木施設の維持の問題」について、ご意見をお伺いいたしたく思います。

まず、維持の重要性について原口忠次郎氏は、「公共土木施設の維持の重要性は、どのくらい強調しても強調しすぎることはない。しかもこの重要なことがらが、中央地方を問わず軽視され、そのため国民経済的に大きい損失をくり返している。

中央、地方を問わず、公共土木施設の維持にもっと力を入れることが得策であることを、もっと PR すべきである……」と述べている。

また長尾義三氏は、

「設問のような問題は、現行制度が事業中心になされておき、施設の建設、資本の形成に重点がおかれていないことから生ずる……」として、私企業の資本形成、設備投資のありかたと比較しながら、

「〈この施設は、この程度の外力に対応できるものであり、こうした維持管理を前提とし、このような災害予防対策を必要とする〉と明示することによりぎまんを排しこれに正当な予算措置をこうずることが有力な解決法だ……」と述べ、〈この施設をつくることにより、国民生活と国民経済活動は大丈夫保証される〉という土木技術者自身による強調が、この問題解決の道を大きく遅らせているのではないか……」と述べている。

この長尾氏の意見は、たしかに重要な意味を持つていて考えられる。われわれ土木技術者が、特に国土保全事業の計画・実施にあたる場合、その計画の規模は、投

資効果、便益比、あるいは生起確率等から決定されているにもかかわらず、用地買収や地元交渉の際には、ややともすれば〈国家百年の計〉に似たような説明を余儀なくし、〈この河川改修は 20 年確率程度だから……〉というような説明はなかなかできないのが現状ではないだろうか。

このことが〈この改修工事が竣工すれば、もう大丈夫〉という概念を与えてきたのではないだろうか。それによって守られるべき人命のことを考えれば、

「国土保全事業といえども、経済性を無視しては成立しえない……」と極論することもゆきすぎではあろうが、守られるべき人命、財産とそれに見合う公共投資の規模は、その竣工後の維持を含めて考えられてしかるべきであろう。

また山本三郎氏は、

「施設の目的を永く達成せしめ、しかも初期投資を過大ならしめざるようにすることが、維持管理の眼目である……」とし、そのためには、

- ① 施設によって安全率を上下させる。想定被害の大きなものや、維持修繕の困難なものは大きくする。
- ② 故障の生じやすいところを注意し、早期発見法を考える。
- ③ 予備費等の使用によって、早期の修理をはかる。
- ④ 全般的に、維持修繕を前提にし、これを考慮に入



れた設計とする」等の諸点を提案している。

急増する公共投資のために、ぼう大な事業量をかかえる現場第一線の技術者にとっては、このような点について十分考慮すべき必要性は承知しながらも、事業の消化に忙殺されて、あるいは止むなく見過ごす結果になるとも考えられるが、土木技術の水準を高める努力とともに、このような日ごろの小さな努力の積み重ねが、土木技術全体の向上に資することも忘れてはならないと考えられる。

つぎに、維持費の問題について宮崎茂一氏は、  
「公共土木施設の維持管理については、その施設の管理者が行なうのが当然である。地方財政の窮状を理由に、

いたずらに維持の任を国の責任に帰すべきではない。公共土木施設の管理者をだれにすべきかは、その施設を設置することによる受益の限度において定めるべき問題である」と述べている。

このことは<設問3>補助金の項でもふれたが、管理者みづからが十分なる維持管理を行なうことと、地方財政のきゅうはくとは同時に論ずべきではなく、当面は維持費の補助制度も検討さるべきであろうが、将来に向かっては、各地方自治体の責任において処理されるべく、地方財政のありかたも含めて、地方自治の立場から慎重に検討する必要があるだろう。

## 5 調査と研究

<設問 5> わが国では、昔から目先の事業に目を奪われて、基礎研究や長期間の調査が軽視されているようです。調査不十分のまま止むを得ず着工し、工事をすすめながら調査、研究があわせて行なわれる例も多々あるようです。

多少の経費と時間を要しても、十分なる研究、調査が行なわれれば、結局は経済的な事業が行なえると考えられるのですが……。

この点についてのご意見をお聞かせ下さい。

設問に対しつぎのような回答が寄せられた。

原口忠次郎氏は、

「基礎研究や長期にわたる継続的な調査の必要なことは申すまでもないことで、これに十分な技術力と施設を振り向けるべきである。ただし、常に実用のための調査、応用のための基礎研究であることを忘れないようにしないと、調査のための調査に終る恐れがある。

調査機関と現場との相互理解を深め、交流を円滑にする努力が必要である」と説く。

豊田栄一氏は、

「事業における測量および試験費等については、かなり改善されて満足すべき状態に向かいつつあるものと思われる……。

調査研究において当面最も重要な問題は、研究要員の確保にあると思う。研究施設は整備されつつあるが、定員の不足や補充の困難さから、その要員確保に難渋している実情が問題」と述べている。

山本三郎氏は、

「公共事業であるがゆえに十分調査もせずに着工し経費の増額や工期の延伸をきたしている例が多い……。私企業でこんなことをやっているとするぐつぶれてしまう。」

また宮崎茂一氏は、

「日本の公共事業においては、調査することが事業実施の前提のように考えられることが多いが、あくまでも計画立案の前提として考えるべきである……。」

江口 馨氏は、

「調査研究とは多少ずれるかも知れないが、用地問題がよく似ている。用地買収が完全に終了せぬ前に、請負契約を締結し、1年間も工事に着手できない実例もある。

用地問題と同様、事前調査と研究は完璧を期すべきである……。」

飯吉精一氏は、

「一つの工事が行なわれ、つぎに同種の工事が行なわれても、そこになんらの進歩が見られないならば、技術的にも経済的にも大きな損失である。工事が高度化すればするほど、事前調査と事後研究が必要である……。」

竹内良夫氏は、

「調査と研究の必要性を財政当局が十分理解する必要があるが、土木技術者も予算獲得のセンスや陳情・圧力に屈することなく、調査研究の結果を十分活用すべきである……。」

前田 清氏は、

「わが国官庁土木建設工事についての門外漢からみた欠陥は、調査研究が不十分のまま着工し、工事施工可能期間に比べて何倍もの工期を費やし、工事が不完全に、また経費が多くかかる結果となっていることである。現在大きな問題となっている、国際空港を例にとりて見よう。国際空港の位置決定のため必要な条件は、気象、面積、地耐力、都心との距離、交通路を含む建設費など、技術的、経済的に明らかであり、その一つ一つの条件を予定地について調査研究することが必要であり、その調査費が予算化されているにもかかわらず、調査研究を行わず、いわゆる政治的に位置決定を行なわんとしている……」。

長尾義三氏は、

「<まねをすればよい>という、明治以来の為政者、管理者の態度は、技術革新に目覚めた大企業からは是正されてきたとはいえないもの、およそ土木の分野では浸透していない。何か事故があれば<新工法だから>と冷笑の中に片づけられ<どこかよそでやったもの>、<外国でやったもの>をちょっと改良して、新研究・新工法と銘を打つ風潮がゆきわたってしまった。この根源は、調査・研究に対する基本的な考えかたに何か大きく不足するものを感じる。これは、調査・研究費の不足、それに従事する技術者の冷遇という現実の面のみの問題だけではなくさそうである。筆者は、設問の第1行目に書かれている事実を、本当に<困ったこと>と考えている人が、この日本の土木技術を指導する人、為政者、管理者の中にどれだけいるかにまだ疑いをもっている……」。

としている。

以上が寄せられた回答の概要であるが、これらの中から、いくつかの問題点をとりあげて考えてみよう。

まず、調査・研究費の問題であるが、長尾氏が研究費の不足についてふれているが、他には特に不足を論じた

ものはなく、むしろ豊田栄一氏によれば、かなり満足すべき方向に向かっているとの意見である。土木技術に関する研究とは同一視はできないが<科学技術白書>39年版によれば「わが国の研究費の国民所得に対する割合は、30年度の0.84%から37年度には1.78%へと、7年間に倍になっている。同じ資料によると、欧米諸国でもこの比率は年々上昇しており、アメリカは1961~1962年度で2.8%、イギリスは同じく2.9%、西ドイツは1962年度で2%となっている。

各国それぞれ研究費の範囲が異なると考えられるので、そのまま単純には比較できないが、アメリカの産業界の研究投資の半分が軍事、宇宙開発関係であることなどを考えると、わが国の水準もかなりの高さに達しているものと考えられる」としている。

従前は、口を開けば「研究費の不足」が叫ばれたが、このごろは余り耳にしなくなったようでもある。

果して、調査・研究費はかなり満足すべき方向に進みつつあるのだろうか。

つぎに、調査・研究の必要性については、各氏とも強調しているが、長尾氏の設問の第1行目のことを本当に<困ったこと>と考えている人が果してどれだけいるか? という意見や、山本氏の「私企業ならばつぶれてしまう」という意見は、十分反省し、検討すべき内容を含んでいるものと思われる。

また、調査・研究要員に関しては、豊田氏の要員確保の困難性や、原口氏の現場との交流の必要性に関する意見が注目される。

結論としては、われわれ土木技術者自身が、調査・研究の必要性、重要性を十分認識し、その運営が円滑に進むように留意するとともに、調査・研究の成果をわれわれ自身が十分活用するよう心がけるべきであろう。

## — 6 大都市問題と公共投資 —

関連して考える…

大都市問題は、今やわが国における最大の社会問題の一つである。近年、異常なほどの経済成長を可能ならしめた日本産業の伸展は、その必然的結果として産業構造の高度化をもたらし、人口の都市移動をもたらした。しかも、この都市化は他に類をみないほど急激かつ大規模

であり、都市施設の整備、改良が追いつけず、各種の弊害を生ぜしめている。このような大都市化現象が、今後なお相当の期間にわたり続くことが予想される現在、大都市問題と、これに対する公共投資はいかにあるべきかについて、つぎのような設問を試みた。

〈設問 6〉 戦後、急速な人口増と大都市への集中、生活程度の向上、経済の成長にともなって、行政の分野も急速に拡大し公共施設のサービス分野も急激に拡大してきました。大都市における上水道、下水道、道路、交通機関、宅地、住宅等々その需要の急速な増加に公共サービスが追従できず、その差はますます大きくなりつつあります。これら無制限(?)ともいえる人口の都市集中に対し、現在のようにどこまでも公共施設サービスが追いつくまで進むべきものなのでしょうか。あるいはまた、強力な手段によって適正なる人口配置を行ない、妥当な都市規模にすべく制限されるべきもののでしょうか。公共投資のあるべき姿に関するご意見をお寄せ下さい。

回答を寄せられたのは七氏であった。

まず原口忠次郎氏は、

「より多い収入」と「より高度な文化サービス」を求め、人口が大都市に集中する傾向は、現代の歴史的必然であって、これを阻止することはできない……」とし「公共施設サービスの遅れは、政策の問題、税制の問題であって、現在十分な投資がなされていないからである。大都市の持っている力を制限し、うばうことをしなければ、既成市街地の再開発、近郊の開発をあわせ行なうことができ、快適な市民生活を確保できるはずである……」。

現代の土木技術は、このような大規模な、高度の公共サービス施設を実現するだけの力を持っている。

国際的な歴史の流れも、上記の方向に向かって進んでいるので、これに逆行することは、みずから衰微の道を選ぶことにほかならない」としている。

前田 清氏は、

「大都市における公共投資の不足、公共サービスの低下は、技術的にも経済的にも克服できないものではない。人口の都市集中に対して公共投資計画が順応し得ないだけである……」。

「理論的にいうならば、都市機能が低下すれば人口集中は止まるはずである。人口の都市集中が続く限りは集中の便益が増しているのであって、集中の利益がなくなれば、都市人口はみずから減少への道をたどるはずである。

都市集中を阻止するためには大きな力が必要であり、民主主義自由国家では、その方策は高税徴収のほかはない。人為的に阻止することは既往の住人に不当の利益を与えることになる……」。

われわれ経済学者の立場では、人口の都市集中は自然放任し、技術的に可能なかぎり計画的に公共投資を行ない、都市機能の低下を防ぐ。

その公共投資にはぼう大な資本費用がかかるが、それは当然その都市の住民の負担とし、他の地域の国民の負担としない。これが経済学の教える所である……」。

地域負担主義による大都市の公共投資に関する費用が、都市集中の利益を超過するようになれば、人口の都市集中は自然に止むのである。

都市は現在決して人口過剰ではない。人口過剰のところに人口増加はあり得ない……」。

農村や地方町村こそ人口過剰である。人口が過剰だから年々人口は減少してゆくのである……」。

この認識に立たなければ、人口都市集中問題の解決はできない……」と述べている。

また竹内良夫氏は、

「強力な手段による適正なる人口配置などということは簡単なものではない……」。

公共事業は人口誘導の一つの手段ではあろうが、オールマイティーではない……」。従来はこれにたよりすぎている。

過密都市の弊害は、他の地方に比し、相対的に公共施設が少ないために起きているのかも知れない……」。

この点を明確にすべきである……」と。

以上三氏の意見を要約すれば、

- ① 人口の都市集中は必然であって止められない。それ相応の魅力と便益がそこにあるためである。
- ② 人口集中の制限はやるべきではない。
- ③ 人口集中に十分見合う公共投資が、その地域住民の負担によってなされるべきである。

ということになる。

つぎに山本三郎氏は、

「大都市への人口集中は必然の勢いと考え……」ながらも、「これにかわるべき魅力ある都市が新しくできればそちらにその勢いをそぐことができる……」として、つぎのような提案をしている。

「㉔ 新産都市の代りに二、三の大新産都市（臨海で背後地の広い）の建設を促進する。

㉕ 大都市の周辺に **Bed Town** でない都市を造成する。

㉖ 大都市の周辺に大規模な市民協力を得て新しい土地をつくる。

㉗ ㉘、㉙で既成大都市への集中を緩和し、㉚の土地を使って既成大都市の改造をはかる」。

しかしながら「土地問題をうまく解決しないと進展しないと」と結んでいる。

また、江口 馨氏は、

「今日の日本の大都市は、本格的都市計画によって造成された都市ではなく、旧城下町が発展したもの……」であって、「お座なりの応急処置で当面を糊塗しているのが現状……」であり、「現在の都市の周辺に大都市建設の計画を樹立し、逐次都市の移動・移転を計るということ

はいかがか……」と結んでいる。

宮崎茂一氏は、

「大都市の経済性とその不経済性が明確に追求されない限り、明快な答は出ない……」が、「主観的には適正な人口配置により、住み良い中都市をつくることが望ましいと考える」と述べている。これら三氏の意見を要約してみると、

「現在の大都市の混乱を解消するためには、大都市の周辺部を開発して、これらへの移動、移転を促進することが解決策であろう……」ということができよう。

いずれにしても、現状では人口の都市集中を規制すること、あるいは阻止することは事実上不可能であり、都市はますますマンモス化し、過密化してゆく。

これにともなって、社会資本への需要もまた増大の一步をたどるのであるが、都市の近代化と市街地の再開発に対し強力なる公共投資が要求されるとともに、これら市街地の土地利用の高度化、合理化について強力なる対策がたてられてしかるべき時代に来たように考えられるが、いかがなものであろうか。

## — 7 — その他の問題点

<設問 7> 以上のほかに、

- ① 一律の予算単価で査定されるために、工事の近代化、改良工法、施設機能の早期発揮などがはばまれることが多い。
- ② 「より安く」の方針のために、わずかな差で、いちじるしく不体裁で、不便で、こわれやすく、かつ環境にマッチしない公共施設ができ上る例がある。
- ③ 会計検査の際の見解の相違などから、現場の工法が技術的な見地よりも、検査にパスしやすい工法を採択することがままあると考えられる。

といったような問題が考えられますが、これらを含め、他の問題についてもお気付きの点がありましたら、ご意見、ご見解をお寄せ下さい。

まず、①または②に関連する意見として江口馨氏は「政府関係機関の発注工事の積算基礎が雑多であるのはどうかと思う。長年の慣例もあるとは思われるが、せまいわが国のこと、何とか統一できないか……」と、土木技術者自体に対する意見を出している。この問題は、各省、各庁それぞれにおいて自主性を持たせる意義も十分あるとは思われるが、標準化が可能な範囲のものについては、たしかにある程度統一する方向に進むべきではなからうか。

また飯吉精一氏は、

「工事の設計、工法が決定される最後の段階において<安いから>という経済的観点のみから決定される場合が余りにも多いのではなからうか……。これならば事務屋でもできる……。経済性は技術の主要部分であり、正しい技術といわれるものの中には経済性は包含済みであり、事務屋に経済性を持ち出されてぐらつくような技術であってはならない」と述べている。

このような事実はたしかに日常耳にするところであり、技術屋自身が大きな視野を持ち、高度の観点から総合的に判断し、その中での事業、技術のあるべき姿を見

つめる余裕と見識が必要であって、<鹿を追って山を見ず>であってはならないと思われる。

原口忠次郎氏は、

「工事の近代化、改良工法などのいきいきとした力の発揮は、現地における創意工夫から生れるものであって、過度の中央統制からは生れない。

各分野の技術の開発状況を眺めると、統制力を受けることの少ない民間において活発であることは、明らかな事実である。土木技術もその例外ではない。

補助金制度を手段とする過度の中央集権、中央統制を改め、各実施機関に、各地方に、みずから企画し、工夫する力を与え、中央は大まかな統制をすると止めることが新技術の開発、近代化工事の実現に役立つ」と提案している。

この問題は従前から識者の間でしばしば唱えられてきた問題であり、単に土木技術の問題のみに止まらず「実質的な地方自治」全般につながる問題と考えられ、欧米諸国の現状から考えても、遠からずわが国の地方自治もその方向に向かって進むことが予想される。

また、③に関する意見で豊田栄一氏は、

「会計検査については、第三者の批判として教えられ、また反省させられるところもあるが、ときとして検査の視点が徹視的、もしくは画一的にすぎるため、当事者に不満を感じしめることがあるのも事実である。しかし、そのために技術上の創意工夫がさまたげられるようなことは余りないと思う。

両者のくい違いは結局見解の相違にある場合が多いので、情報交換を密にするとともに、技術者がみずからの技術的能力を高めることにより、十分な説得力をそなえることが最も大切ではないか………」と述べている。

つぎに<その他>の問題で山本三郎氏は、

「国際的技術の進歩のために、

- ① 官・民合同の土木研究所を設置する。
  - ② 野に遺賢なからしめるため、民間の考案等を取りあげてゆくチャンスをつくること。
  - ③ 新工法、新技術には国の補助をつけるなり、Riskを公共で負担してやってみる方法を考える。
- 等の積極的方法を望みたい」としている。

また竹内良夫氏は、

「④ 中央、地方を問わず、役所の職員が固定化しつつある………」

⑤ 直轄工事も機動性を喪失しつつある………」

⑥ 府県の地方業者が細分され、コマ切れ発注が多い………」

等の現状にかんがみ、思い切った工事態勢や工事管理の開発、建設業界における機械化、能率化が大いに進めらるべきである………」と意見を述べている。

最近における公共投資の急増にともない、各官公庁、その他政府機関関係の発注する工事量は飛躍的に増大しつつあるが、一方直接その衝に当る現場技術者の質と量が漸次問題化しつつある今日、両氏の意見は傾聴に値すると思うが、いかがなものであろうか。

#### 参 考 文 献

- 1) 青鹿・前川：図説 日本の財政・昭和 38 年度版，東洋経済新報社
- 2) 前川：図説 日本の財政・昭和 40 年度版，東洋経済新報社
- 3) 宮崎 仁編：公共事業と財政・上巻，昭和 37 年 10 月，財務出版株式会社
- 4) 大蔵省編：財政金融統計月報・No. 153，昭和 39 年 7 月
- 5) 建設大臣官房広報室編：建設双書 1・国土建設と建設省，昭和 40 年 9 月
- 6) 建設大臣官房広報室編：建設双書 4・日本の都市，昭和 40 年 7 月

#### ≪おわりに≫

「土木屋は、ときの政府の<職人>で終ってはならない」

「われわれ自身、公共投資の目的と意義を再確認すべきではないか」

「われわれ土木技術者の技術と意見は、現行予算制度の中でどのような位置を占めているであろうか」

というような考えから「今日の焦点」として「予算制度」をとりあげたのであるが、その大きさと複雑性のために、広く浅くマクロ的に………」と考えた結果は、いずれも中途半端な上すべりに終わったような気がしてならない。

長期計画の問題にしても、公共施設の管理にしても、あるいはまた大都市問題にしても、その一つ一つが多くの問題をかかえており、単に<予算制度>の面からのみこれを論ずることは、きわめて困難であることを再確認したような結果に終わったかもしれない。しかしながら、これを契機に土木技術者一人一人が、それぞれの分野で、それぞれの立場と責任においてこれらの問題を考え、明日の土木技術界のあるべき姿を見つめるための一助ともなれば幸いである。

●お願い／今後ともこの種の企画を続けてゆきたいと考えております。会員各位の企画案を会誌編集委員会までお寄せ下さい。

#### 白 書 プ ー ム

昭和 23 年に経済実相報告（経済白書）が経済企画庁（当時は経済安定本部）より出されて以来、現在では数十種類以上を数える白書ブームとなったが、正式に格付された白書は、経済、科学技術、国有財産、厚生、建設など 19 種類、国会に対する報告白書 10 種類、資料と称するもの 12 種類となっている。

このたび大学土木教育委員会が発刊した「土木技術者の活躍と大学土木教育」も学会発行の白書のようなもので、二年間の調査研究をへて生まれたものである。大学教官、学生、採用者側をはじめ一般技術者にも広く読んで頂きたい貴重なデータを盛込んだ力作である。

ページ数：A 5 判 150 ページ

頒 価：300 円

会員特価 250 円（〒 50 円）